

7. 4月入園の出生前申込みについて

4月一次選考及び二次選考に限り、出生前であっても、令和9年2月24日（水）までにお生まれになる予定のお子さんについては、仮申込みができます。（電子申請可）

希望園については、54ページから67ページに記載されている各施設の「0歳保育開始月齢」をご確認のうえ、受入月齢に余裕をもってお申込みください。

なお、出生した日が受入月齢に達しなかった場合や出生後14日以内に出生後届出書のご提出が確認できない場合は、選考対象外または内定取消となります。（待機通知書は発送されません）

(1) 出生前の申込み書類 ※提出締切日は13ページと同様

書 類	出生前申込みの方の記入方法
保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書（2号・3号認定用）	【第1面】 お子さんの氏名：氏のみ記載 生年月日（年齢）：出産予定日を記載 職業・通学（園）先等：出産予定と記載  【第4面】◎申込児の状況 未記入のままご提出ください。
保育を必要とする状況を証明するための書類等	18～20ページのうち該当するものすべて ※就労証明書の【産前・産後休業の取得】【育児休業の取得】について、取得予定の方は分娩予定日を基準にした休業予定期間を記入するよう勤務先に依頼してください。（自営業の方はご自身でご記入ください）
母子健康手帳の写し	表紙と分娩予定日がわかるページを提出ください。

(2) 希望園について （13ページ右上の月齢表を参照）

出生前申込みは、お生まれになる予定のあるお子さんに対しての仮申込みです。ご希望いただいた希望園に対して選考を行います。出生日によっては内定取消または選考対象外となる保育園が生じるため、分娩予定日が受入月齢に達しない場合はご注意ください。

（例）受入月齢57日（出生日が令和9年2月3日以前が受入可能）の希望園について、申請書類に基づく選考結果が仮内定となった場合

→令和9年2月1日に出生：健康・発育状況を確認のうえ、上記保育園へ本内定

→令和9年2月7日に出生：出生日が受入月齢に満たないため、上記保育園への内定は取消（受入月齢36日～43日の保育園については、健康・発育状況を確認のうえ、引き続き選考可能）

(3) 出産後にご提出いただく書類

書 類	記入方法	締 切
出生後届出書 ※申込後入園担当から郵送します。 ※戸籍の出生届とは異なります。	お子さんの健康・発育状況を記載してください。	出生後 14日以内
就労証明書 ※該当する方のみ入園担当からご案内します。	出生後に正式に確定した産前・産後休業と育児休業（育児・介護休業法に基づく休業）の期間が記載されたものが必要となる場合があります。	